

### 第32号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の表20の項中「、第8項ただし書」を削り、「または第12項ただし書」を「、第12項ただし書または第13項ただし書」に改め、同表22の2の項、23の項、29の項、31の2の項、32の項、37の項および44の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（説明）建築基準法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。